

元請・下請関係の  
適正化を図り  
適正な施行の確立を

大分市総務部契約監理課

# 元請・下請関係の適正化のために

## I 下請契約の締結について

元請・下請の対等な立場で契約の締結を行きましょう。  
(建設業法第18条)

契約内容を明示した適正な  
契約書等の作成 (建設業法第19条)

契約の変更に当たっては、変更の内容を明示した書面を作成し相互に交付すること。

契約書は建設工事標準約款又はその内容に準拠したものを使用すること。  
契約書には下記項目を必ず記載すること。

元請負人の地位の不当な  
利用の禁止

通常必要と認められる原価に満たない請負代金で下請契約を締結してはいけません。  
(建設業法第19条の3)  
下請契約締結後、当該工事で使用する資材・機械器具を指定して強制的に購入させてはいけません。  
(建設業法第19条の4)

違反

国土交通大臣又は  
都道府県知事の勧告  
(建設業法第19条の6)

- ① 工事内容
- ② 請負代金
- ③ 着工・完成時期
- ④ 工事を施工しない日・時間帯
- ⑤ 前払金・出来形部分の支払
- ⑥ 設計変更・工事中止時の定め
- ⑦ 天災不可抗力時の定め
- ⑧ 価格変動時の定め
- ⑨ 第三者に与えた損害
- ⑩ 資材・機械の貸与
- ⑪ 工事完成時の検査引渡し
- ⑫ 工事完了時の代金支払
- ⑬ 工事目的物の契約不適合責任・保証保険契約
- ⑭ 各当事者の債務の履行の遅滞等に関する定め
- ⑮ 紛争の解決方法

## Ⅱ 下請代金の支払について

- 1 発注者から前払金の支払を受けたとき → 下請人にも前払金を支払うよう配慮すること。  
(建設業法第24条の3第3項)
- 2 発注者から出来高払、又は完成払を受けたとき → 1ヶ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に相当額を支払わなければなりません。  
(建設業法第24条の3第1項)
- 3 下請契約における代金支払に関する注意点 →
  - (1) できる限り現金払とする。
  - (2) 現金払と手形払を併用する場合は、現金比率を高くするよう努力する。
  - (3) 一般金融機関による割引を受けることが困難な手形を交付しない。
  - (4) 労務費相当分について現金払とする。
- 4 元請負人が特定建設業者であるとき →
  - (1) 発注者からの工事代金支払の有無にかかわらず、下請負人の引渡しの申し出の日から起算して50日以内に支払わなければなりません。
  - (2) 下請代金の支払を遅延したときは、下請人に対し、契約で定められた支払日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に遅延利息をつけて支払わなければならない。

### \* 地元業者の育成について（大分市建設工事請負契約約款第7条の3）

元請人は、

- ① 下請施工に当たって、地元業者に発注するよう努めること。
- ② 工事材料の購入に当たって、地元業者から購入するよう努めること。

# Ⅲ 適正な施工について

## 1 注意事項

建設工事の請負契約に当たっては、注文者、請負者とも建設業法等に基づき、適正な施工が確保できるよう工事を施工する際に特に次の事項に注意しましょう。

- (1) 一括下請等の不当な契約（建設業法第22条、契約書第6条）
- (2) 特定建設業違反（建設業法第24条の6、第24条の7）
- (3) 無許可業者への発注（建設業法第28条第1項第6号）
- (4) 工事現場ごとに置かなければならない技術者の設置（建設業法第26条）
- (5) 特定建設業者の施工体制台帳の整備（建設業法第24条の8・入契法第15条）

## 2 技術者の配置

建設工事の適正な施工を確保するために営業所や工事現場に置かなければならない技術者には次のような者があります。

- (1) 専任技術者（建設業法第7条第2号）  
建設業の許可を受ける際に、その営業所ごとに置かなければならない専任の技術者
- (2) 主任技術者（建設業法第26条第1項、契約書第10条）  
元請・下請を問わず工事現場に置かなければならない技術者
- (3) 監理技術者（建設業法第26条第2項、契約書第10条）  
発注者から直接請負った特定建設業者が5,000万円以上（建築工事は8,000万円以上）の工事を下請に出す場合に工事現場に置かなければならない技術者
- (4) 専任主任技術者（建設業法第26条第3項、契約書第10条）  
公共性のある工作物で工事一件の請負代金の額が4,500万円以上（建築工事は9,000万円以上）の工事を施工する場合、必ず工事現場に専任で置かなければならない技術者
- (5) 専任監理技術者（建設業法第26条第3・4・5項、契約書第10条）  
公共性のある工作物で発注者から直接請負った特定建設業者が5,000万円以上（建築工事は8,000万円以上）の工事を下請に出す場合に工事現場に専任（工事現場の重複は認められない）で置かなければならない技術者で、監理技術者資格者証の交付を受けた者